

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	特別給付金・特別弔慰金に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働大臣は、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(以下「特別給付金・特別弔慰金」という。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を適切に管理し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守し、システム上の整備をはじめ必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和2年4月以降は、上記の事務について個人番号を利用しないため、新たに個人番号の取得は行わず、令和2年3月末までに取得した特定個人情報を保管することとしている。

評価実施機関名

厚生労働大臣

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別給付金・特別弔慰金に関する事務
②事務の内容 ※	<p>・厚生労働省及び都道府県は、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭和38年法律第61号。以下「戦没妻法」という。)、 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」(昭和41年法律第109号。以下「戦傷妻法」という。)、 「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」(昭和42年法律第57号。以下「戦没父母法」という。)及び「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」(昭和40年法律第100号。以下「特弔法」という。)に基づく事務を行う。特別給付金・特別弔慰金について、都道府県及び市区町村が行う事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務である。</p> <p>・戦没妻法による特別給付金は、先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行うため支給している。</p> <p>・戦傷妻法による特別給付金は、長年にわたり、先の大戦で障害を負った夫の介助・看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行うため支給している。</p> <p>・戦没父母法による特別給付金は、先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、寂寥感や孤独感と闘ってきた戦没者等の父母(祖父母)に対して、国として特別の慰藉を行うため支給している。</p> <p>・特弔法による特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の遺族に対して、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年及び70周年となる特別の機会を捉え、国として弔慰を表すため支給している。</p> <p>各機関ごとに行う事務は以下のとおりであり、このうち、令和2年3月末まで個人番号を利用して行っていた事務は、①～③の事務である(令和2年4月以降は、個人番号を利用していない)。特定個人情報ファイルは、厚生労働省が保有する。</p> <p>【市区町村】 ①請求者から個人番号の記載された請求書を受け付け、書類の不備等を確認し、居住地都道府県に送付する。</p> <p>【都道府県】 ②居住地都道府県は、請求者の居住地の市区町村から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を援護システムに入力し、請求書類を本籍地都道府県に送付する。 ③本籍地都道府県は、居住地都道府県から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を審査・裁定し、援護システムに裁定情報を入力し、厚生労働省に裁定報告を行う。</p> <p>【厚生労働省】 ④厚生労働省は、本籍地都道府県が入力した裁定関係データを確認し、財務省に国債の発行請求を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

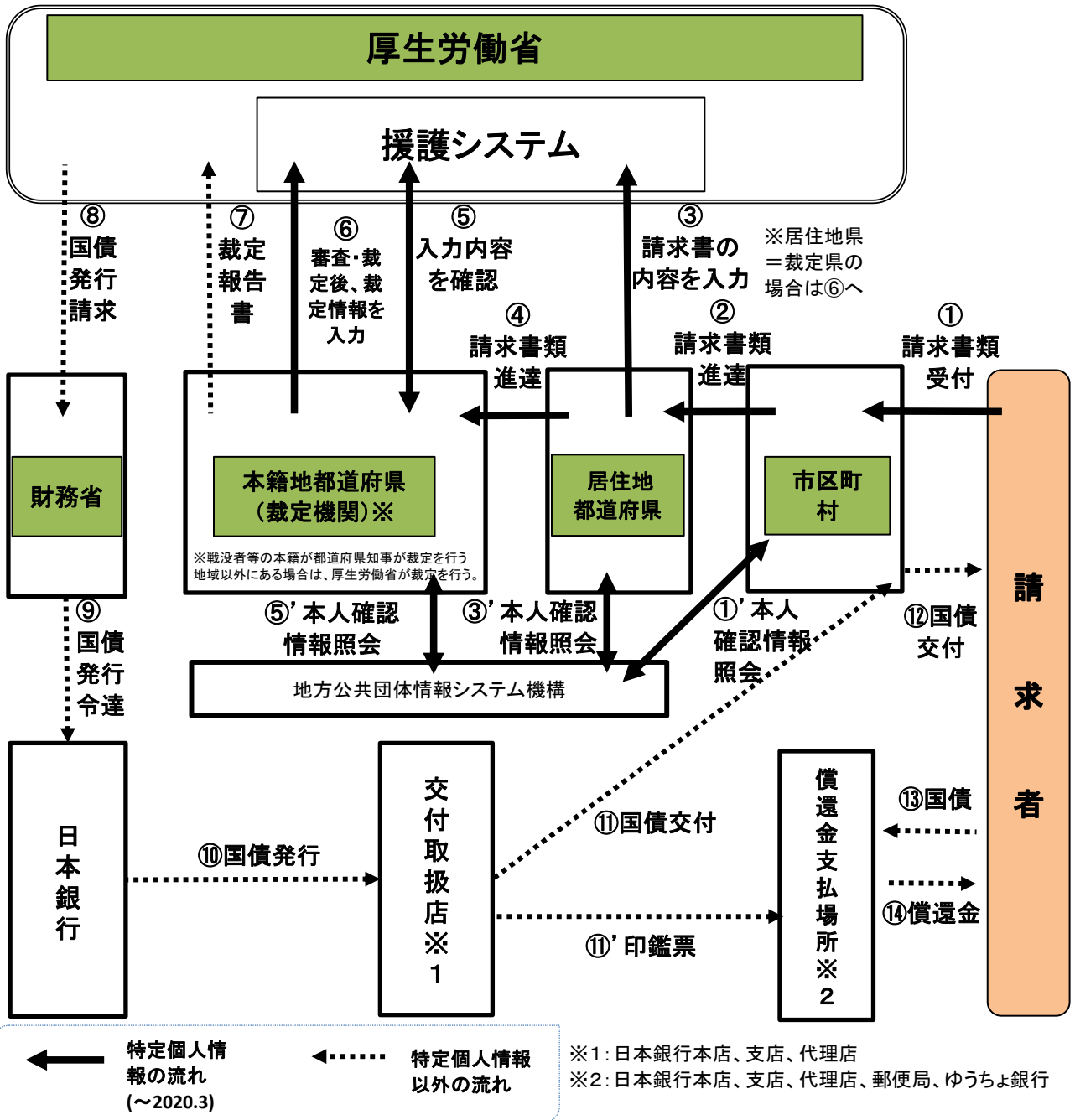
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	援護システム(援護国債サブシステム)
②システムの機能	<p>・援護システムは、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」等の裁定及び交付国債の発行請求のための業務並びに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく援護年金の支給に係る業務を支援するシステムである。</p> <p>具体的には、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦没妻法」、「戦傷妻法」、「戦没父母法」、「特弔法」に基づき、請求者からの請求等の情報の管理を行う援護国債サブシステムと、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に基づく援護年金の支給及び受給者からの照会に対応するための検索業務を行う援護年金サブシステムから構成されるが、本評価の対象となる事務において使用するのは、援護国債サブシステムである。</p> <p>・援護国債サブシステムでは、①居住地都道府県での受付入力、②本籍地都道府県での受付入力(本籍地都道府県と居住地都道府県が別の場合)、③裁定結果入力、④国債発行請求、⑤検索を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
弔慰金等データファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	戦没妻法、戦傷妻法、戦没父母法及び特弔法に基づく特別給付金・特別弔慰金に係る請求者等について、本人であること、また、給付対象者の請求書及び印鑑等届出書等に記載された氏名、住所、生年月日が正しく記入されていることを確認するために、必要となる。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用することにより、本人確認作業が正確かつ迅速に行えること及び個人番号は住民基本台帳法による本人確認情報と関連づけられているため、請求後の個人の異動情報を把握しやすくなることから、特別給付金・特別弔慰金の適正な支給が期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）</p> <p>第9条第1項 別表第一の第40の項（戦没妻法関係事務）、同48の項（特弔法関係事務）、同50の項（戦傷妻法関係事務）、同53の項（戦没父母法関係事務）</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一省令」という。）</p> <p>第31条（戦没妻法関係事務）、第39条（特弔法関係事務）、第41条（戦傷妻法関係事務）、第42条（戦没父母法関係事務）</p> <p>○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）</p> <p>第30条の9（国の機関等への本人確認情報の提供）、別表第一の78の3（戦没妻法関係事務）、78の5（特弔法関係事務）、78の6（戦傷妻法関係事務）、78の7（戦没父母法関係事務）</p> <p>第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）、別表第二の5の30（戦没妻法関係事務）、5の31（特弔法関係事務）、5の32（戦傷妻法関係事務）、5の33（戦没父母法関係事務）</p> <p>第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）、別表第三の7の15（戦没妻法関係事務）、7の17（特弔法関係事務）、7の18（戦傷妻法関係事務）、7の19（戦没父母法関係事務）</p> <p>第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）、別表第四の4の30（戦没妻法関係事務）、4の31（特弔法関係事務）、4の32（戦傷妻法関係事務）、4の33（戦没父母法関係事務）</p> <p>第30条の15（本人確認情報の利用）、別表第五の10の6（戦没妻法関係事務）、10の8（特弔法関係事務）、10の9（戦傷妻法関係事務）、10の10（戦没父母法関係事務）</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省社会・援護局援護・業務課
②所属長の役職名	援護・業務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



※ 令和2年4月以降、厚生労働省、各都道府県、市区町村ともに個人番号を取得しておらず、また、地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会も行っていない。

(備考)

■事務の役割分担

【市区町村】

請求者からの請求書類を受け付け、書類の不備等を確認の上、居住地都道府県に請求書類を送付する。

【居住地都道府県】

市区町村から送付された請求書類を受け付け、援護システムに請求書の内容を入力し本籍地都道府県に請求書類を送付する。(請求者の居住地県が戦没者等の本籍地都道府県(裁定機関)と同一の場合は、居住地都道府県において裁定事務を行う。)

【本籍地都道府県(裁定機関)】

居住地都道府県から送付された請求書類を受け付け、請求書の内容を審査・裁定し、厚生労働省に裁定報告を行う。

【厚生労働省】

援護システムにて本籍地都道府県が行った裁定報告に関するデータの確認後、財務省に対して国債発行の請求を行う。

■事務の流れ

以下の事務のうち①～⑥の事務について、令和2年3月末まで個人番号を利用していましたが、令和2年4月以降は個人番号を利用していない。⑦～⑭は個人番号を含まない事務である。

【市区町村】

①市区町村の受付窓口において、請求者から個人番号が記載された請求書及び印鑑等届出書等(以下「請求書類」という。)を受け付ける。請求書類の不備等を確認の上、居住地都道府県に送付する。

※市区町村が取り扱うのは紙の請求書類だけであり、援護システムは使用せず、電子データによる特定個人情報は保有しない。

(①'必要に応じて、個人番号の確認のため、住基ネット端末を利用して、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の照会を行う。)

【居住地都道府県】 ※居住地都道府県とは、請求者の居住する都道府県を指す。

②市区町村から送付された個人番号が記載された請求書類を受け付ける。

③市区町村から送付された個人番号が記載された請求書類の情報を援護システムに入力する。

(③'必要に応じて、個人番号の確認のため、住基ネット端末を利用して、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の照会を行う。)

※援護システムと住基ネット端末は、別々の端末であり、システム接続されていないためデータ連携は行わない。

④請求書類を本籍地都道府県(裁定機関)に送付する。(居住地都道府県が戦没者等の本籍地都道府県(裁定機関)と同一の場合は、居住地都道府県が本籍地都道府県の⑥以降の事務を行う。)

【本籍地都道府県(裁定機関)】 ※本籍地都道府県とは、戦没者等が除籍等された当時の都道府県を指す。戦没者等の除籍当時の本籍地都道府県知事が裁定を行う地域以外にある場合は、厚生労働省が裁定を行う。

⑤居住地都道府県から送付された請求書類を受け付け、援護システムへの入力内容及び個人番号の確認を行う。

(⑤'必要に応じて、個人番号の確認のため、住基ネット端末を利用して、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の照会を行う。)

※援護システムと住基ネット端末は、別々の端末であり、システム接続されていないためデータ連携は行わない。

⑥戦没妻法、戦傷妻法、戦没父母法、特用法で定められた審査基準にしたがい審査・裁定を行い、援護システムに裁定情報を入力する。

⑦裁定確定後に裁定報告書を厚生労働省に送付する。

【厚生労働省】

※戦没者等の除籍当時の本籍地都道府県知事が裁定を行う地域以外にある場合は、厚生労働省が裁定を行う。

⑧援護システムにより本籍地都道府県(裁定機関)が行った裁定に関するデータの確認を行い、財務省に国債発行請求を行う。

【請求者本人が償還金を受け取るまでの流れ】

⑨財務省が厚生労働省からの国債発行請求を受け付け、日本銀行に国債発行令達を行う。

⑩日本銀行が交付取扱店(※1)に国債の発行を行う。

⑪交付取扱店が、市区町村に対しては国債を交付し、⑪'償還金支払場所(※2)に対しては、印鑑票を送付する。

⑫市区町村経由で請求者が国債の交付を受ける。

⑬、⑭請求者本人が市区町村経由で国債を受け取り、償還金支払場所にて償還金を受け取る。

※1: 日本銀行本店、支店、代理店

※2: 日本銀行本店、支店、代理店、郵便局、ゆうちょ銀行等

■援護システム構成概要

援護システムは、都道府県、厚生労働省、委託先(サポートセンタ)及び政府共通プラットフォームの各拠点に機器を設置する。

【都道府県】

専用端末を用いて援護システムに接続し、特別給付金・特別弔慰金の請求書類受付から裁定報告までの一連の業務処理を実施する。

【厚生労働省】

専用端末を用いて援護システムに接続し、本籍地都道府県が行った裁定報告に関するデータを確認後、財務省に対して国債発行の請求を行う。

【委託先】

専用端末を用いて援護システムに接続し、以下の業務を行う。

- ・都道府県からの求めに応じて、問合せ対応、データ調査・訂正及びトラブル対応等の運用支援を行う。
- ・セキュリティパッチの適用、運用監視及びマスタメンテナンス等の運用を行う。

【政府共通プラットフォーム】

- ・都道府県及び厚生労働省の援護システムに係るデータを一元的に管理する。
- ・ウィルス対策ソフトのパターンファイルを管理する。

■専用端末から援護システムへの接続について

- ・厚生労働省は、専用端末から厚生労働省ネットワーク(省内LAN)～厚生労働省統合ネットワーク～政府共通ネットワークを介して政府共通プラットフォームに設置された援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。
- ・都道府県は、専用端末から各都道府県庁内LAN～LGWAN～政府共通ネットワークを介して政府共通プラットフォームに設置された援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。
- ・厚生労働省及び都道府県ともに、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。

■運用保守・管理端末から援護システムへの接続について

- ・厚生労働省及び委託先の運用保守・管理端末(いずれも専用端末)から広域イーサネットの専用回線を介して政府共通プラットフォームに設置された援護システムサーバに接続する。
- ・援護システムサーバへの接続は、リモートデスクトップ接続で行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
弔慰金等データファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	特別給付金・特別弔慰金の請求者
その必要性	本人確認のため、また、記名国債を交付するための正確な氏名、住所を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (特別給付金・特別弔慰金給付情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先: 裁定等の通知、記名国債を交付するために保有 ・特別給付金・特別弔慰金給付情報: 給付記録の保管及び次回給付対象者を把握するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	厚生労働省社会・援護局援護・業務課

3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 ()</p> <p>[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 民間事業者 ()</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (地方公共団体情報システム機構)</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (援護システム)</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>令和2年3月末まで個人番号を入手していたが、令和2年4月以降は個人番号を入手していない。</p> <p>【市区町村】 <請求者からの入手> 戦没妻法、戦傷妻法、戦没父母法及び特弔法において規定されている特別給付金・特別弔慰金の請求期間(3年間)中に、請求者等から請求書類を受け付ける際に特定個人情報の提供を受ける。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 請求者等から請求書類を受け付ける際に、請求者等による個人番号カード等の提示が困難であると認められる場合に限り、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から入手する。</p> <p>【居住地都道府県】 <市区町村からの入手> 市区町村から送付された請求書類を受け付ける際に入手する。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 市区町村から送付された請求書類を受け付ける際に、請求書に個人番号が記入されていない場合に限り、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から入手する。</p> <p>【本籍地都道府県(※)】 ※戦没者等の除籍当時の本籍地都道府県知事が裁定を行う地域以外にある場合は、厚生労働省が裁定を行う。 <居住地都道府県からの入手> ・市区町村及び居住地都道府県を経由して送付された請求書類を受け付ける際に入手する。 ・居住地都道府県による援護システムへの登録完了後に入手する。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 居住地都道府県から送付された請求書類を受け付ける際に、請求書に個人番号が記入されていない場合に限り、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から入手する。</p> <p>【厚生労働省】 <居住地都道府県からの入手> 居住地都道府県が援護システムに特定個人情報を登録することにより入手する。 <本籍地都道府県からの入手> 本籍地都道府県が援護システムに特定個人情報を登録することにより入手する。</p> <p>なお、特別給付金・特別弔慰金は他制度との支給調整など情報連携を要する事務ではないため、番号制度導入前に既に請求のあった者の個人番号を改めて取得する予定はない。</p>

④入手に係る妥当性	<p>【市区町村】</p> <p>＜請求者からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書類は、戦没妻法施行令、戦傷妻法施行令、戦没父母法施行令及び特甲法施行令等により、市区町村及び都道府県を経由して本籍地都道府県に送付することと規定されている。 ・請求者から請求書類を受け付ける際は、市区町村の受付窓口において本人確認を行った上で請求書類を受け取ることとしている。 ・戦没妻法、戦傷妻法、戦没父母法及び特甲法で定める特別給付金・特別弔慰金の請求期間内において、請求者等から請求書類が提出されるときに限って特定個人情報の提供を受けられている。 <p>＜地方公共団体情報システム機構からの入手＞</p> <p>請求者等から請求書類を受け付ける際に、番号法第14条(提供の要求)第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。</p> <p>【居住地都道府県】</p> <p>＜市区町村からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書類は、戦没妻法施行令、戦傷妻法施行令、戦没父母法施行令及び特甲法施行令等により、市区町村及び都道府県を経由して本籍地都道府県等に送付することと規定されている。 ・市区町村から送付された請求書類を受け付ける際に入手する。 <p>＜地方公共団体情報システム機構からの入手＞</p> <p>市区町村から送付された請求書類を受け付ける際に、番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。</p> <p>【本籍地都道府県】</p> <p>＜居住地都道府県からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書類は、戦没妻法施行令、戦傷妻法施行令、戦没父母法施行令及び特甲法施行令等により、市区町村及び居住地都道府県を経由して本籍地都道府県等に送付することと規定されている。 ・居住地都道府県から送付された請求書類を受け付ける際に入手する。 ・居住地都道府県による援護システムへの登録完了後に入手する。 <p>＜地方公共団体情報システム機構からの入手＞</p> <p>居住地都道府県から送付された請求書類を受け付ける際に、番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認情報の提供を求めることができる旨規定されている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>＜居住地都道府県又は本籍地都道府県からの入手＞</p> <p>厚生労働省は、番号法別表第一において個人番号利用事務実施者として番号の利用が可能である旨規定されている。なお、厚生労働省の専用端末の画面上には、厚生労働省が裁定を行う請求者以外の者の個人番号は表示されない設定とする。</p>						
⑤本人への明示	番号法別表第一及び番号法別表第一省令において規定されているとともに、特別給付金・特別弔慰金支給法施行規則(請求書様式)に規定することにより、本人に明示していた。令和2年4月以降は個人番号を入手していない。						
⑥使用目的 ※	令和2年3月末まで、本人確認作業が正確かつ迅速に行えること及び個人番号は住民基本台帳法による本人確認情報と関連づけられているため、請求後の個人の異動情報を把握しやすくなることから、特別給付金・特別弔慰金の迅速かつ適正な支給を行うため個人番号を利用していた。令和2年4月以降は個人番号を入手していない。						
変更の妥当性	-						
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※ 厚生労働省社会・援護局援護・業務課</p> <p>使用者数 [10人未満]</p> <p><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						

⑧使用方法 ※	<p>【市区町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書類の受け付け時に本人確認を行う。 ・請求書及び印鑑等届出書の氏名、生年月日、住所が正しく記入されていることを確認する。 <p>【居住地都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村から送付された請求書類に記載されている個人番号を援護システムに入力する。 ・請求者等に対し国債を交付する際に、必要に応じて請求者等の異動情報を活用し速やかな交付に役立てる。 <p>【本籍地都道府県(※)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※戦没者等の除籍当時の本籍地都道府県知事が裁定を行う地域以外にある場合は、厚生労働省が裁定を行う。 ・居住地都道府県から送付された請求書類に記載されている個人番号と援護システムに登録された個人番号が一致するか確認する。
	<p>情報の突合 ※</p> <p><請求者からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者等の番号カードの記載事項と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合する。 <p><地方公共団体情報システム機構からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合する。
	<p>情報の統計分析 ※</p> <p>実施しない。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>戦没妻法、戦傷妻法、戦没父母法及び特弔法による特別給付金・特別弔慰金の裁定を行う。</p>
⑨使用開始日	平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> () 件 <input type="checkbox"/> () 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	援護システム運用支援業務 令和2年3月末まで 厚生労働省及び都道府県が使用する特定個人情報を取り扱う援護システムの運用支援業務(システムソフトウェアの保守、セキュリティパッチ等の適用・更新、障害、異常発生時の確認及び復旧、操作研修、操作トラブル対応、操作ログ監視等)を委託。 運用支援業者は1社であり、各都道府県は厚生労働省が調達・契約した運用支援業者1社と同様の内容で委託契約している。 令和2年4月以降は個人番号を利用していない。令和2年4月以降、個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。	
①委託内容	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特別給付金・特別弔慰金の請求者	
その妥当性	システム全体に係る運用等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要する事等、全体の取扱いを委託する必要があるため。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	株式会社ヒロケイ(令和2～5年度契約)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p>○援護システムのデータは、政府共通プラットフォームに設置されているサーバにのみ保管され、厚生労働省及び各都道府県の端末には保管されない。</p> <p>令和2年3月まで</p> <p>○このサーバにアクセスすることができるのは厚生労働省及び各都道府県において許可された専用端末に限られている。各都道府県において専用端末を操作するIDやパスワードの認証を行うことは不可能であり、各都道府県は専用端末の利用に際し、厚生労働省に認証申請を行う必要がある。</p> <p>○厚生労働省及び各都道府県は、自ら受付・裁定した特定個人情報について閲覧が可能である。</p> <p>○入力内容を確認するため等、援護システム(サーバ)に保存された特定個人情報ファイルを印刷する際、一時的に当該ファイルが専用端末に保存されるが、作業終了時に自動的に削除する設定とする。なお、印刷された帳票は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、特別給付金等の支給事務に必要ななくなり次第速やかに廃棄する。</p> <p>令和2年4月以降</p> <p>○個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。</p> <p>○バックアップデータ(個人番号のデータ)は暗号化されており、暗号化の管理は、厚生労働省で行う。委託先が当該データを扱う場合は、厚生労働省に出向き、復号化した上で、初めてバックアップデータに対する作業が可能となる。</p> <p>○特定個人情報ファイルへのアクセスは、委託先事業所内で管理端末を設置している区域に限られ、この区域内では、使用できる電子記録媒体を制限(区域内でのみ使用できるようソフトで制限)しており、他の電子記録媒体を持ち込んでも区域内PCでは使用できないよう制御しているほか、区域外への持ち出しは禁止している。区域外への持ち出し、電子記録媒体内のデータ消去についてはその都度記録しており、厚生労働省との定例会議で委託先から報告している。またパソコン等の機器の区域内への持ち込みは原則禁止しており、持ち込みが必要な場合は、委託先のシステム管理者の許可を得て持ち込む運用としている。なお、電子記録媒体の使用(データコピーやデータ消去)の記録は自動的にログに記録される。</p> <p>〈政府共通プラットフォームのサーバ保管場所〉 政府共通プラットフォームが提供するサーバに保管している。(サーバはプラットフォームにおいてセキュリティ監視)</p>												
	②保管期間	<p style="text-align: center;">期間</p> <p style="text-align: center;">[20年以上]</p>	<p style="text-align: center;">〈選択肢〉</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	<p>○特別給付金・特別甲慰金は、これまで10年(又は5年)ごと等に制度が改正され給付が行われてきており、過去の支給時の資料が審査時に必要となる場合があることから、通知により請求書類の保存期間を30年と定めている。</p> <p>○システム上の給付情報についても、請求書類と同じく保存する必要がある。</p>												
③消去方法		<p>○援護システム上の特定個人情報データを削除できるのは厚生労働省のみであり、各都道府県においてデータを削除することは不可能な仕組みとなっている。データの消去方法は、保存期間満了時期において定期的に該当データを抽出して削除するプログラム処理により行うが、平成28年1月以降に取得する特定個人情報について、該当情報の保存期限満了後に特別給付金等の支給事務に影響がないかを紙媒体とともに判断した上で消去する。</p> <p>令和2年3月末まで</p> <p>○援護システムへの入力内容の確認のために使用する特定個人情報ファイル(PDFファイル)は、一定期間の経過後に自動的に削除する設定とする。</p> <p>令和2年4月以降</p> <p>○ファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管している個人番号のデータについて、消去が必要な場合は、委託先に依頼して電子機器類の情報を消去するソフトを実行して情報を削除する。なお、消去時は厚生労働省が立ち会いを行い、作業画面において実際のデータ消去を確認する。</p> <p>○バックアップデータ(個人番号のデータ)は暗号化されており、暗号化の管理は、厚生労働省で行う。委託先が当該データを扱う場合は、厚生労働省に出向き、復号化した上で、初めてバックアップデータに対する作業可能となる。</p> <p>なお、端末及び電子記録媒体には特定個人情報が保管されないため、物理的な破壊は行わない。</p>												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1:ひらがな該当,2:エラー番号,3:コード,4:セクションID,5:ソート用代理受領者順,6:ソート用券面国債記号順,7:ソート用給付種別順,8:データアクセス県コード,9:データ作成日,10:データ作成者,11:データ更新区分,12:データ更新日,13:データ更新県コード,14:データ更新者,15:パスワード,16:パスワード変更日,17:メッセージ,18:メッセージタイプ,19:メッセージID,20:ユーザID,21:ユーザ名,22:ログインフラグ,23:不足枠,24:予備,25:予備号,26:予備1,27:予備2,28:予備3,29:予備4,30:予備5,31:事由,32:交付取扱店コード,33:交付取扱店名,34:今回発行済枠,35:代理人区分,36:代理人区分3名称,37:代理人区分4名称,38:代理人3住所,39:代理人3氏名(ナ),40:代理人3氏名(漢字),41:代理人3生年月日,42:代理人3続柄名称,43:代理人3郵便番号,44:代理人4住所,45:代理人4氏名(カナ),46:代理人4氏名(漢字),47:代理人4生年月日,48:代理人4続柄名称,49:代理人4郵便番号,50:代理受領種類,51:代理受領者コード,52:代理受領者区分,53:代理受領者名,54:件数,55:住基問合せフラグ,56:住基問合せフラグ1,57:住基問合せフラグ10,58:住基問合せフラグ11,59:住基問合せフラグ1,60:住基問合せフラグ13,61:住基問合せフラグ14,62:住基問合せフラグ15,63:住基問合せフラグ16,64:住基問合せフラグ17,65:住基問合せフラグ18,66:住基問合せフラグ19,67:住基問合せフラグ2,68:住基問合せフラグ20,69:住基問合せフラグ21,70:住基問合せフラグ22,71:住基問合せフラグ23,72:住基問合せフラグ24,73:住基問合せフラグ3,74:住基問合せフラグ4,75:住基問合せフラグ5,76:住基問合せフラグ6,77:住基問合せフラグ7,78:住基問合せフラグ8,79:住基問合せフラグ9,80:住基文字,81:住基文字コード,82:住所,83:住所JISコード,84:住所1,85:住所2,86:余剰数,87:個人データ区分,88:個人データ区分名,89:個人データ区国内,90:備考,91:備考コード,92:償還年数,93:償還終了年月日,94:償還金支払場所,95:償還金支払場所区分,96:償還金支払場所手書きフラグ,97:償還開始年月日,98:入力区分,99:処理日,100:処理済フラグ,101:分局コード,102:削除フラグ,103:前回発行済枠,104:前年度末累計,105:区分,106:区切り文字,107:印刷位置,108:取下フラグ,109:取下年月日,110:取下返戻フラグ,111:取下返戻受付年月日,112:取下返戻年月日,113:取消フラグ,114:取消区,115:取消通知書番号,116:取消通知書記号コード,117:取消通知書記号文字,118:受付年月日,119:受付確認リスト(取下返戻受付)印刷済フラグ,120:受付確認リスト(居住地県)印刷済フラグ,121:受付確認リスト(所管県付)印刷済フラグ,122:受付確認リスト(返却受付)印刷済フラグ,123:受領書(裁定取消通知書)印刷済フラグ,124:名称1,125:名称2,126:名称3,127:名称4,128:国債発行令達年月日,129:国債発行令達日,130:国債発行消請求年月日,131:国債発行年月日,132:国債発行日,133:国債発行請求内訳書行数,134:国債発行請求内訳書通し頁,135:国債発行請求内訳書通し頁枚数,136:国債発行請求年月日,137:国債発行請求日,138:国債種別コード,139:国債種別名称,140:国債記号コード,141:国債記号名称,142:国内国外フラグ,143:国債統計集計フラグ,144:基準日,145:審査最終年月日,146:審査結果フラグ,147:審査結果区分,148:対象件数,149:居住地県コード,150:居住地県付年月日,151:居住地県受付番号,152:居住地県名,153:市区町村名,154:市区町村開始位置,155:帳票ID,156:帳票種別,157:年度,158:年度発行枠,159:年度発行済枠,160:年月,161:年金等区分,162:年齢,163:年齢区分コード,164:店コード,165:廃止フラグ,166:引揚年月日,167:引揚死亡日比較(FROM),168:引揚死亡日比較(TO),169:性別,170:戦没者等区分,171:戦没者等死亡年月日,172:戦没者等氏名(カナ),173:戦没者等氏名(漢字),174:戦没者等特定対象フラグ01,175:戦没者等特定対象フラグ02,176:戦没者等特定対象フラグ03,177:戦没者等特定対象フラグ04,178:戦没者等特定対象フラグ05,179:戦没者等特定対象フラグ06,180:戦没者等特定対象フラグ31,181:戦没者等特定用番号,182:戦没者等特定用記号文字,183:戦没者等特定通知書記号番号,184:戦没者等生年月日,185:戦没者等番号,186:所在地県コード,187:所管県コード,188:所管県受付年月日,189:所管県受付番号,190:所県名,191:排他フラグ,192:整理区分,193:新住所JISコード,194:新店コード,195:新郵便局名,196:日本銀行・国債代理店コード,197:日本銀行・国債代理店名,198:旧住所JISコード,199:旧分局コード,200:旧郵便局コード,201:旧郵便局名,202:時効完成年月日,203:更新区分,204:最終ログイン日,205:期日死亡区分,206:本籍県コード,207:本籍県名,208:業務1,209:業務10,210:業務11,211:業務12,212:業務13,213:業務14,214:業務15,215:業務16,216:業務17,217:業務18,218:業務19,219:業務2,220:業務20,221:業務21,222:業務22,223:業務23,224:業務24,225:業務25,226:業務26,227:業務27,228:業務28,229:業務29,230:業務29,230:業務3,231:業務30,232:業務31,233:業務32,234:業務33,235:業務34,236:業務35,237:業務36,238:業務37,239:業務38,240:業務39,241:業務4,242:業務40,243:業務41,244:業務42,245:業務5,246:業務7,247:業務7,248:業務8,249:業務9,250:死亡年月日,251:氏名,252:氏名非該当,253:氏名(カナ),254:氏名(漢字),255:法定代理人住所,256:法定代理人住所JISコード,257:法定代理人住所手書きフラグ,258:法定代理人区,259:法定代理人国内国外フラグ,260:法定代理人氏名,261:法定代理人氏名手書きフラグ,262:法改正年度,263:特記事項,264:生年月日,265:町域名,266:略称県名,267:番号,268:発行枠,269:相続人区分文字,270:県コード,271:県名,272:県統計集計フラグ,273:確認表(一部訂正)印刷済フラグ,274:確認表(取下返戻)印刷済フラグ,275:確認表(取下)印刷済フラグ,276:確認表(審査結果入力)印刷済フラグ,277:確認表(戦没者等登録)印刷済フラグ,278:確認表(管理停止解除)印刷済フラグ,279:確認表(管理停止)印刷済フラグ,280:確認表(裁定取消入力)印刷済フラグ,281:確認表(請求書入力)印刷済フラグ,282:確認表(返却)印刷済フラグ,283:確認表(進達印刷済フラグ),284:私的代理人住所,285:私的代理人住所JISコード,286:私的代理人区分,287:私的代理人区分文字,288:私的代理人氏名,289:管内居住却下件数(四半期),290:管内居住却下件数(年次),291:管内居住却下件数(月次),292:管内居住却下件数(累計),293:管内居住却下取消件数(四半期),294:管内居住却下取消件数(年次),295:管内居住却下取消件数(月次),296:管内居住却下取消件数(累計),297:管内居住取消件数(四半期),298:管内居住取消件数(年次),299:管内居住取消件数(月次),300:管内居住取消件数(累計),301:管内居住受付件数(四半期),302:管内居住受付件数(年次),303:管内居住受付件数(月次),304:管内居住受付件数(累計),305:管内居住受付取消件数(四半期),306:管内居住受付取消件数(年次),307:管内居住受付取消件数(月次),308:管内居住受付取消件数(累計),309:管内居住可決件数(四半期),310:管内居住可決件数(年次),311:管内居住可決件数(月次),312:管内居住可決件数(累計),313:管内居住可決取消件数(四半期),314:管内居住可決取消件数(年次),315:管内居住可決取消件数(月次),316:管内居住可決取消件数(累計),317:管内居管理停止件数(四半期),318:管内居管理停止件数(年次),319:管内居管理停止件数(月次),320:管内居管理停止件数(累計),321:管内居管理停止取消件数(四半期),322:管内居管理停止取消件数(年次),323:管内居管理停止取消件数(月次),324:管内居管理停止取消件数(累計),325:管内居進達件数(四半期),326:管内居進達件数(年次),327:管内居進達件数(月次),328:管内居進達取消件数(累計),329:管内居進達取消件数(四半期),330:管内居進達取消件数(年次),331:管内居進達取消件数(月次),332:管内居進達取消件数(累計),333:管外居住却下件数(四半期),334:管外居住却下件数(年次),335:管外居住却下件数(月次),336:管外居住却下件数(累計),337:管外居住却下取消件数(四半期),338:管外居住却下取消件数(年次),339:管外居住却下取消件数(月次),340:管外居住却下取消件数(累計),341:管外居住取消件数(四半期),342:管外居住取消件数(年次),343:管外居住取消件数(月次),344:管外居住取消件数(累計),345:管外居住受付件数(四半期),346:管外居住受付件数(年次),347:管外居住受付件数(月次),348:管外居住受付件数(累計),349:管外居住受付取消件数(四半期),350:管外居住受付取消件数(年次),351:管外居住受付取消件数(月次),352:管外居住受付取消件数(累計),353:管外居住可決件数(四半期),354:管外居住可決件数(年次),355:管外居住可決件数(月次),356:管外居住可決件数(累計),357:管外居住可決取消件数(四半期),358:管外居住可決取消件数(年次),359:管外居住可決取消件数(月次),360:管外居住可決取消件数(累計),361:管外居管理停止件数(四半期),362:管外居住管理停止件数(年次),363:管外居住管理停止件数(月次),364:管外居住管理停止件数(累計),365:管外居住管理停止取消件数(四半期),366:管外居住管理停止取消件数(年次),367:管外居住管理停止取消件数(月次),368:管外居住管理停止取消件数(累計),369:管外居進達件数(累計),370:管理停止フラグ,371:管理停止終了日,372:管理停止開始日,373:給付種別01,374:給付種別02,375:給付種別03,376:給付種別04,377:給付種別05,378:給付種別06,379:給付種別31,380:給付種別コード,381:給付種別名称,382:統計計上フラグ,383:続柄,384:自県コード,385:被相続人死亡年月日,386:被相続人氏名(カナ),387:被相続人氏名(漢字),388:被相続人続柄名称,389:裁定取消報告年月日,390:裁定取消報告書印刷済フラグ,391:裁定取消報告番号,392:裁定取消年月日,393:裁定取消通知書印刷済フラグ,394:裁定報告年月日,395:裁定報告番号,396:裁年月日,397:裁定枠,398:裁定機関1,399:裁定機関2,400:裁定確定フラグ,401:複数額面区分,402:設定キー,403:証券番号,404:認定取消通知書印刷済フラグ,405:課名1,406:課名2,407:請求年月日,408:請求

書状態フラグ,49:請求書番号,410:請求者住所,411:請求者住所JISコード,412:請求者住所手書きフラグ,413:請求者国内国外フラグ,414:請求者氏名,415:請求者氏名手書きフラグ,416:請求者氏名(カナ),417:請求者氏名(漢字),418:請求生年月日,419:請求者続柄名称,420:請求者郵便番号,421:財務局ソート用コード,422:財務局名,423:財務局等コード,424:財務局等名称,425:財務局等略名,426:返却フラグ,427:返却受付年月日,428:返却年月日,429:返戻返却分,430:返戻返却年月日,431:退職時所管県コード,432:送付先個人データ区分,433:送付連名簿(取下返戻)印刷済フラグ,434:送付連名簿(裁定取消報告書)印刷済フラグ,435:送付連名簿(裁定取消通知書)印刷済フラグ,46:送付連名簿(返却)印刷済フラグ,437:送付連名簿(進達)印刷済フラグ,438:通し頁,439:通知年月日,440:通知日,441:通知書番号,442:通知書種別コード,443:通知書記号コード,444:通知書記号文字,445:連番,446:進達フグ,447:進達年月日,448:部名1,449:部名2,450:郵便局コード,451:郵便局名,452:郵便番号,453:都道府県名,454:重複フラグ,455:重複対象戦没者等番号,456:金額,457:除籍時所管県コード,458:電話番号,459:電話番号1,46:電話番号2,461:頁,462:項目1,463:項目10,464:項目11,465:項目12,466:項目13,467:項目14,468:項目15,469:項目16,470:項目17,471:項目18,472:項目19,473:項目2,474:項目20,475:項目3,476:項目4,477:項目5,478:項目6,479:項目7,480:項目8,481:項目9,482:項目値,483:額面コード,484:額面金額,485:1月,486:10月,487:11月,488:12月,489:2月,490:3月,491:4月,492:5月,493:6月,494:7月,495:8月,496:9月,497:個人番号,498:メモ,499:補正,500:QA

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
甲斐金等データファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>令和2年3月末まで個人番号を入手していたが、令和2年4月以降は個人番号を入手していない。</p> <p>【市区町村】 <請求者からの入手> 特別給付金・特別甲斐金支給法施行規則において請求書の様式を定め、当該請求者の特定個人情報を記載することとしている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合し、請求者の情報のみ入手するようにする。</p> <p>【居住地都道府県】 <市区町村からの入手> 市区町村において請求書類を受け付けており、対象者以外の情報の入手の防止については市区町村において担保されている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合し、請求者の情報のみ入手するようにする。</p> <p>【本籍地都道府県】 <居住地都道府県からの入手> ・市区町村及び居住地都道府県を經由して送付された請求書類を受け付けており、対象者以外の情報の入手の防止については市区町村において担保されている。 ・援護システムにおいて請求者の個人番号入力欄を設定しており、個人番号は居住地都道府県により入力される。各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合又は戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要な場合に限り、当該請求者の情報を確認できる仕組みがシステム上担保されている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合し、請求者の情報のみ入手するようにする。</p> <p>【厚生労働省】 <居住地都道府県又は本籍地都道府県からの入手> ・特別給付金・特別甲斐金支給法施行規則において請求書の様式を定めている他、援護システムにおいて番号入力欄を設け、請求者の情報のみ入手するように設定する。 ・厚生労働省に設置している援護システムの専用端末の画面上には、厚生労働省において裁定を行った請求者以外の者の個人番号が表示されない設定とする。</p>

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【市区町村】 <請求者からの入手> 特別給付金・特別弔慰金支給法施行規則において請求書の様式を定めており、裁定・支給に必要な情報に限り入手することとしている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合し、請求者の情報のみ入手するようにする。</p> <p>【居住地都道府県】 <市区町村からの入手> 市区町村において請求書類を受け付けており、必要な情報以外の情報の入手の防止については市区町村において担保されている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合し、請求者の情報のみ入手するようにする。</p> <p>【本籍地都道府県】 <居住地都道府県からの入手> ・市区町村及び居住地都道府県を経由して送付された請求書類を受け付けており、必要のない情報の入手の防止については市区町村において担保されている。 ・援護システムにおいて請求者の個人番号入力欄を設定しており、個人番号は居住地都道府県により入力される。各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合又は戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要な場合に限り、当該請求者の情報を確認することができる仕組みをシステム上担保している。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> ・本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合し、請求者の情報のみ入手するようにする。</p> <p>【厚生労働省】 <居住地都道府県又は本籍地都道府県からの入手> ・特別給付金・特別弔慰金支給法施行規則において請求書の様式を定めている他、援護システムにおいて入力欄を設け、請求者の情報のみ入手するようにする。 ・厚生労働省に設置している援護システムの専用端末の画面上には、厚生労働省において裁定を行った請求者以外の者の個人番号が表示されない設定とする。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>令和2年3月末まで個人番号を入手していたが、令和2年4月以降は個人番号を入手していない。</p> <p>【市区町村】 <請求者からの入手> ・裁定・支給に必要な情報については、特別給付金・特別弔慰金支給法施行規則において様式を定めることにより、請求者に明示することとしている。 ・請求者本人、請求者から委任を受けた者又は法定代理人が市町村窓口において直接又は郵送で請求書を提出する。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 請求者等から請求書類を受け付ける際に、請求者等による個人番号カード等の提示が困難であると認められる場合に限り、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から入手する。</p> <p>【居住地都道府県】 <市区町村からの入手> 市区町村において請求書類を受け付けており、特定個人情報の適切な入手については市区町村において担保されている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 市区町村から送付された請求書類を受け付ける際に、請求書に個人番号が記入されていない場合に限り、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から入手する。</p> <p>【本籍地都道府県】 <居住地都道府県からの入手> ・市区町村及び居住地都道府県を經由して送付された請求書類を受け付けており、特定個人情報の適切な入手については市区町村において担保されている。 ・援護システムにおいて請求者の個人番号入力欄を設定しており、個人番号は居住地都道府県により入力される。各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合又は戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要な場合に限り、当該請求者の情報を確認できる仕組みがシステム上担保されている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 市区町村から送付された請求書類を受け付ける際に、請求書に個人番号が記入されていない場合に限り、番号法第14条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構から入手する。</p> <p>【厚生労働省】 <居住地都道府県又は本籍地都道府県からの入手> ・市区町村において請求書類を受け付け、居住地都道府県及び本籍地都道府県において確認・登録された後に特定個人情報を入手する。 ・厚生労働省に設置している援護システムの専用端末の画面上には、厚生労働省において裁定を行った請求者以外の者の個人番号が表示されない設定とする。</p> <p>この他、厚生労働省は、研修会や通知等により、本人確認の手順を周知徹底する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>令和2年3月末まで個人番号を入手していたが、令和2年4月以降は個人番号を入手していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人からの入手にあたっては、番号法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、請求書の受付時に個人番号カードの提示又は通知カードと身分証明書の提示を受ける等、本人確認を行う。 ・地方公共団体情報システム機構からの入手にあたっては、番号法第8条の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しているため、入手元において、個人番号が本人の情報であることは担保されている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【市区町村】 <請求者からの入手> 請求者等の番号カードの記載事項と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合する。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> 本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合する。</p> <p>【居住地都道府県】 <市区町村からの入手> ・市区町村において請求書類を受け付けており、個人番号の真正性の確認については市区町村において担保されている。 ・援護システムに搭載されたチェックデジット機能により、請求書に記載された個人番号の誤入力を防ぐ。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> ・本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合する。</p> <p>【本籍地都道府県】 <居住地都道府県からの入手> ・市区町村において請求書類を受け付けており、真正性が確認された情報が居住地都道府県にて援護システムに入力されるため、個人番号の真正性は居住地都道府県にて担保されている。 <地方公共団体情報システム機構からの入手> ・本人確認情報(基本4情報)をもとに個人番号を入手する際、本人確認情報と請求者等から提出された請求書類にある記載事項を突合する。</p> <p>【厚生労働省】 ・市区町村において請求書類を受け付けており、真正性が確認された情報が居住地都道府県にて援護システムに入力されるため、個人番号の真正性は居住地都道府県にて担保されている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が正確に入力されているかを判定するチェックデジット機能を搭載し、誤入力を防止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>令和2年3月末まで個人番号を入手していたが、令和2年4月以降は個人番号を入手していない。</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県に対し、通知等を通じて特定個人情報の適正な取扱いについて周知徹底する。 <p><請求書類の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省において受け付けた請求書類の管理を徹底する。 <p><システム上の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省は、専用端末から厚生労働省統合ネットワーク及び政府共通ネットワークを介して援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。 ・援護システムは、専用端末においてのみ利用が可能であり、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 ・入力端末とサーバ間の通信を暗号化するとともに、ファイアウォールを設置して不正アクセス及び許可されていない通信を遮断している。 ・厚生労働省に設置している援護システムの専用端末の画面上には、厚生労働省において裁定を行った請求者以外の者の個人番号が表示されない設定とする。 <p>【各都道府県】</p> <p><請求書類の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書類は、最終的に本籍地都道府県において保管することとしており、請求書類の管理を徹底する。 <p><システム上の管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、専用端末からLGWAN及び政府共通ネットワークを介して援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。 ・援護システムは、専用端末においてのみ利用が可能であり、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 ・入力端末とサーバ間の通信を暗号化するとともに、各都道府県のセキュリティポリシーに基づき措置をとっている。 ・各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合もしくは戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要な場合に限り、当該請求者の情報を確認することができる設定としている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・複数の事務で個人番号を共通して参照する宛名システム等に該当するものはないことから、評価対象の事務に必要なない者との個人番号を介した紐付けや、評価対象の事務に必要なない情報との個人番号を介した紐付けは発生しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・援護システムは専用端末を使用しており、他のシステムにおける情報との紐付けが行われることはない。 ・事務で使用する専用端末については、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じているため、個人番号と事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクはない。 ・各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合もしくは戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要なない情報に限り、その情報を確認することができる設定となっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>令和2年3月末まで個人番号を利用していたが、令和2年4月以降は個人番号を利用していない。令和2年4月以降、個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援護システムにログインする際は、個人ごとに交付されたIDとパスワードにより認証を行っている。 ・システム利用者のIDの交付・削除は厚生労働省のみで行える操作となっており、都道府県は操作できない。都道府県職員がアクセス権限の申請を行う場合は、公文により厚生労働省社会・援護局援護・業務課長へのID交付・削除申請が必要となる。 ・厚生労働省及び都道府県における利用者全員のIDは毎年、厚生労働省において全て削除し、1年ごとに新たなIDを交付する措置をとっている(前年度から引き続き利用する者であっても新IDを交付)。 ・IDは情報システムセキュリティ管理者による手作業方式による不規則方式で作成したものを毎年交付する。 ・厚生労働省社会・援護局援護・業務課の情報システムセキュリティ管理者は、本システムにおいて、付与したIDをどの主体に付与していたか記録し保存している。当該記録について、追加・消去する場合には、課室情報セキュリティ責任者である援護・業務課長の承認が必要となる。 <p>【ID/パスワードの発効管理】 厚生労働省社会・援護局援護・業務課の情報システムセキュリティ管理者は、厚生労働省担当者の援護システム利用申請及び、各都道府県ごとにおける援護システム利用申請のID申請を受け、援護・業務課長の承認を受けた上で、承認(適正な権限のIDを発効)している。</p> <p>【IDの失効管理】 厚生労働省社会・援護局援護・業務課の情報システムセキュリティ管理者は、厚生労働省担当者及び、各都道府県からの援護システムID削除申請を受け、援護・業務課長の承認を受けた上で、IDの失効をおこなっている。また、毎年、前年の全てのIDの失効を行っている。</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省社会・援護局援護・業務課職員のうち、システム端末を利用する必要がある者に限り(課の職員であっても全ての職員に交付はしない)、援護システム運用管理規程に基づき、事務の利用目的を達成するために必要最小限度の範囲内において必要なアクセス権限を各IDごとに設定し付与する。</p> <p>【都道府県】 各都道府県援護事務担当課室職員のうち、システム端末を利用する必要がある者に限り(課室職員であっても全ての職員に交付はしない)、援護システム運用管理規程に基づき、事務の利用目的を達成するために必要最小限度の範囲内において必要なアクセス権限を各IDごとに設定し厚生労働省へ申請して都道府県ごとに承認を受ける。交付IDは各都道府県ごとに指定しているID等管理責任者に交付され管理する。</p> <p>【委託先】 担当者ごとに必要なアクセス権限を設定する。担当者全員のIDは毎年、厚生労働省において全て削除し、1年ごとに新たなIDを交付する措置をとる(前年度から引き続き利用する者であっても新IDを交付)。</p>

アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・援護システムでは、利用者に交付するIDごとに、事務の利用目的を達成するために必要最小限度の範囲内においてアクセスできる業務の権限項目を設定する。</p> <p>・厚生労働省及び都道府県における利用者全員のアクセス権限は、ID認証と同様に、毎年、厚生労働省において全て削除し、1年ごとに新たなアクセス権限を交付する措置をとっている。</p> <p>・システム利用者のアクセス権限項目の操作は厚生労働省のみで行える操作となっており、都道府県では操作できないため、都道府県職員がアクセス権限の申請を行う場合は、公文により厚生労働省社会・援護局援護・業務課長へのアクセス権限の交付・削除申請が必要となる。</p> <p>【アクセス権限の発効管理】 厚生労働省社会・援護局援護・業務課の情報システムセキュリティ管理者は、厚生労働省担当者の援護システム利用申請及び、各都道府県ごとにおける援護システム利用申請を受け、援護・業務課長の承認を受けた上で、必要な権限項目について承認(適正な権限のIDを発効)している。</p> <p>【アクセス権限の失効管理】 厚生労働省社会・援護局援護・業務課の情報システムセキュリティ管理者は、厚生労働省担当者及び、各都道府県からのアクセス権限項目削除申請を受け、援護・業務課長の承認を受けた上で、アクセス権限の失効を行っている。また、毎年、IDと同様に前年の全てのアクセス権限の失効を行っている。</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省社会・援護局援護・業務課職員のうち、システム端末を利用する必要がある者についてのみ、援護システム運用管理規程に基づき、援護システムにアクセスするIDとともに事務の利用目的を達成するために必要最小限度の範囲内による権限項目の申請をし、援護・業務課長の認証を受ける。</p> <p>【都道府県】 各都道府県援護事務担当課室職員のうち、システムを利用する必要がある者についてのみ、援護システム運用管理規程に基づき、援護システムにアクセスをするID申請と共に事務の利用目的を達成するために必要最小限度の範囲内による権限項目の申請を厚生労働省に申請し、各都道府県ごとに援護・業務課長の認証を受ける。交付されたアクセス権限は各都道府県ごとに指定したID等管理責任者に交付され管理される。</p>
アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【厚生労働省における管理】 ・毎年、厚生労働省及び各都道府県に交付された全てのID及び権限項目を一度削除し、厚生労働省及び各都道府県からの新たな申請により、新しいID及び権限項目を設定している。 ・人事異動等により新たに追加・削除が必要となったID等については速やかに対応している。</p> <p>【都道府県における管理】 ・都道府県はID及びアクセス権限に関する操作が行えないことから、毎年、新たなID及び権限項目が必要な者について確認した上で、厚生労働省へ利用者のID及びアクセス権限項目の申請を行う。 ・人事異動等により新たに追加・削除が必要となったID等については速やかに厚生労働省へ申請依頼を行う。</p>
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>令和2年3月末まで 厚生労働省の援護システム情報セキュリティ管理者は、援護システム運用管理規程に基づき、以下の対策を遵守することとしている。</p> <p>・本システムに設けた機能を利用し、特定個人情報の閲覧又は入力、特定個人情報ファイルの作成又は出力を行う際には証跡(ログデータ)を記録し、一定期間保存する。 ・証跡が取得できない場合又は取得できなくなるおそれがある場合は、障害・事故等対処手順書(厚生労働省策定)等に基づいて対処する。 ・情報システムセキュリティ責任者は、特定個人情報を取り扱う本システムで取得した証跡を定期的又は適宜点検及び分析し、その結果に応じて必要な情報セキュリティ対策を講じ、又は課室情報セキュリティ責任者に報告する。</p> <p>令和2年4月以降 令和2年4月以降、個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。このバックアップデータへアクセスできるユーザIDの権限は、委託先事業者のシステム管理者のみに付与されており、バックアップデータを扱う場合は、使用時の作業記録を記録して、厚生労働省に報告する。</p>

その他の措置の内容	検索機能において、権限により個人番号の表示／非表示を制御する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>令和2年3月末まで</p> <p>○厚生労働省に設置している援護システムの専用端末の画面上には、厚生労働省において裁定を行った請求者以外の者の個人番号が表示されない設定とする。また各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合もしくは戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要な場合に限り、当該請求者の情報を確認することができる設定としている。</p> <p>○厚生労働省において援護システム運用管理規程を定める。厚生労働省の援護システム情報セキュリティ担当者は、当該規程に基づき以下の対策を行うとともに、厚生労働省及び都道府県の援護システムの利用者に対して、研修等を通じて業務外利用の禁止について、周知徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、援護システムを業務遂行以外の目的で利用しない。 ・利用者は、援護システムについて、業務を遂行するために機器の増設・交換を行う必要がある場合は、情報システムセキュリティ責任者の許可を得る。 ・利用者は、特定個人情報ファイルを専用端末や外部電磁的記録媒体へ保存しない。 ・利用者は、端末での利用可能と定められたソフトウェア以外のソフトウェアを利用しない。 <p>○援護システムの機能において、以下のとおり業務外利用を抑止できるよう改修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が表示される可能性がある全ての操作をアクセスログに記録する。 ・データベースを直接操作するミドルウェアを使用してデータベースを操作した記録をログに記録する。 <p>令和2年4月以降</p> <p>○ファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管している個人番号のデータを扱うのは委託先に限られる。当該データを扱う場合は、厚生労働省により設定されたパスワードを解除し、委託先のシステム管理者の許可を得て作業を実施することとし、実施した作業内容は記録する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う者が不正に複製しないようにデータベース全体を暗号化する。 ・特定個人情報の閲覧又は特定個人情報ファイルの出力を行う際には証跡(ログデータ)を記録し、一定期間保存する。 ・入力内容を確認するため等、援護システム(サーバ)に保存された特定個人情報ファイルを印刷する際、一時的に当該ファイルが専用端末に保存されるが、作業終了時に自動的に削除する設定とする。 ・不正プログラム対策として、セキュリティパッチの適用等を速やかに行い、ウイルス対策ソフトのウイルス定義ファイルを定期的に更新する。 ・援護システムは専用端末においてのみ利用が可能であり、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先は、プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証(国際標準規格)、JIS27001認証(日本産業標準規格)のいずれかの取得を条件とする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、あらかじめ援護システムの運用保守・管理業務担当者を決定し、当該担当者に係る情報(氏名、所属、役割、連絡先等)を厚生労働省に提出する。 ・委託先は、担当者に対するIDの付与及び担当者の端末保管場所への入室について厚生労働省に申請し、許可を受けた後、ログインID及び入退室管理カードを担当者に付与する。入退室管理カードは委託先が管理する。 ・担当者全員のIDは毎年、厚生労働省において全て削除し、1年ごとに新たなIDを交付する措置をとり(前年度から引き続き利用する者であっても新IDを交付)、各運用保守・管理業務担当者ごとに、必要最小限度の範囲内において必要な権限の設定を行う。 ・委託先は、援護システムに設けた機能を利用し、証跡(ログデータ)を記録し、一定期間保存する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	個人情報が表示される可能性のある全ての操作のアクセス記録、ミドルウェアを使用して直接データベースを操作した記録をログに記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書において、厚生労働省が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。また、履行状況(実績)について委託先から月次報告を求めることで確認を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に対しては、厚生労働省による許可がない限り特定個人情報の複製を禁止しており、仮に厚生労働省の許可を得て複製した場合は、必要がなくなり次第速やかに委託元に返却又は復元不可能な方法により廃棄することを誓約する旨の書類を提出させることとし、その管理表及び実績報告で遵守の確認を行うなど、再委託も含め、番号法第10条、第11条の趣旨を踏まえ、必要かつ適切な監督を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	厚生労働省セキュリティポリシーにおいて、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行うこととし、必要に応じて質問し資料の提出を求め又は立ち入り調査で確認を行う。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・漏洩防止措置義務及び漏洩等が発生した場合の委託先の責任 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） **[○] 提供・移転しない**

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
-----------------	-----	--

具体的な方法		
--------	--	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	-----	--

ルール内容及びルール遵守の確認方法		
-------------------	--	--

その他の措置の内容		
-----------	--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容		
--------------	--	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>○援護システムのデータは、政府共通プラットフォームに設置されているサーバにのみ保管され、厚生労働省及び各都道府県の端末には保管されない。</p> <p>○令和2年4月以降は、個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。</p> <p>○令和2年4月以降、特定個人情報ファイルへのアクセスは、委託先事業所内で管理端末を設置している区域に限られ、この区域内では、使用できる電子記録媒体を制限(区域内でのみ使用できるようソフトで制限)しており、他の電子記録媒体を持ち込んでも区域内PCでは使用できないよう制御しているほか、区域外への持ち出しは禁止している。区域外への持ち出し、電子記録媒体内のデータ消去については、その都度記録しており、厚生労働省との定例会議で委託事業者から報告している。またパソコン等の機器の区域内への持ち込みは原則禁止しており、持ち込みが必要な場合は、委託先事業者のシステム管理者の許可を得て持ち込む運用としている。なお、電子記録媒体の使用(データコピーやデータ消去)の記録は自動的にログに記録される。</p> <p>【厚生労働省及び各都道府県】</p> <p>○援護システムのデータの保管場所とシステムの利用者 サーバにアクセスすることができるのは厚生労働省及び各都道府県において設置された専用端末に限られている。専用端末を操作するIDやパスワードの認証は各都道府県では不可能であり、厚生労働省に認証申請を行い、交付されたID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>○政府共通プラットフォームのサーバ保管場所 政府共通プラットフォームが提供するサーバに保管している(サーバはプラットフォームにおいてセキュリティ監視)。</p> <p>○厚生労働省における入退室管理 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、職員が監視できる執務室内にて管理している。</p> <p>○都道府県における入退室管理 各都道府県庁舎内において職員が監視できる執務室内にて管理している。</p> <p>【委託先】</p> <p>○システムの利用者 ・委託先は、あらかじめ援護システムの運用保守・管理業務担当者を決定し、当該担当者に係る情報(氏名、所属、役割、連絡先等)を厚生労働省に提出する。 ・委託先は、担当者に対するIDの付与及び担当者の端末保管場所への入室について厚生労働省に申請し、許可を受けた後、ログインID及び入退室管理カードを担当者に付与する。入退室管理カードは委託先が管理する。 ・担当者全員のIDは毎年、厚生労働省において全て削除し、1年ごとに新たなIDを交付する措置をとり(前年度から引き続き利用する者であっても新IDを交付)、各運用保守・管理業務担当者ごとに、定められた権限の設定を行う。 ・委託先は、援護システムに設けた機能を利用し、証跡(ログデータ)を記録し、一定期間保存する。</p> <p>○委託先における入退室管理 監視カメラを設置している建物内において、入退室管理(※)を行っている専用部屋に設置。 (※)室内への入室は、入退室管理カードにより入退室者を援護システムの担当者に制限して管理している。</p>

⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<p>令和2年4月以降は、個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。</p> <p>ファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管している個人番号のデータについて、消去が必要な場合は、委託先業者に依頼して電子機器類の情報を消去するソフトを実行して情報を削除する。なお、消去時は厚生労働省立ち会いを行い、作業画面において実際のデータ消去を確認する。バックアップデータ(個人番号のデータ)は暗号化されており、暗号化の管理は、厚生労働省で行う。委託先事業者が当該データを扱う場合は、厚生労働省に出向き、復号化した上で、初めてバックアップデータに対する作業可能となる。</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用端末にはウイルス対策ソフトを導入し、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的なパターンファイルの更新、導入しているOS及びミドルウェアについて必要に応じセキュリティパッチの適用を行う。 ・厚生労働省は、専用端末から厚生労働省統合ネットワーク及び政府共通ネットワークを介して援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。 ・援護システムは、専用端末においてのみ利用が可能であり、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 ・入力端末とサーバ間の通信を暗号化するとともに、ファイアウォールを設置して不正アクセス及び許可されていない通信を遮断している。 ・厚生労働省に設置している援護システムの専用端末の画面上には、厚生労働省において裁定を行った請求者以外の者の個人番号が表示されない設定とする。 <p>【各都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用端末にはウイルス対策ソフトを導入し、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的なパターンファイルの更新、導入しているOS及びミドルウェアについて必要に応じセキュリティパッチの適用を行う。 ・都道府県は、専用端末からLGWAN及び政府共通ネットワークを介して援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。 ・援護システムは、専用端末においてのみ利用が可能であり、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 ・入力端末とサーバ間の通信を暗号化するとともに、各都道府県のセキュリティポリシーに基づき措置をとっている。 ・各都道府県は、自県が請求者の居住地県にあたる場合もしくは戦没者の除籍当時の本籍地県にあたる場合など、事務に必要な場合に限り、当該請求者の情報を確認することができる設定としている。 <p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用端末にはウイルス対策ソフトを導入し、侵入検知及び侵入防止を行う。 ・ウイルス対策ソフトの定期的なパターンファイルの更新、導入しているOS及びミドルウェアについて必要に応じセキュリティパッチの適用を行う。 ・委託先は、専用端末から広域イーサネットを介して援護システムに接続するが、各ネットワークに特定個人情報は保存されない。 ・援護システムは、専用端末においてのみ利用が可能であり、個人情報が専用端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 ・入力端末とサーバ間の通信を暗号化している。 	
⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない

<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>【平成29年度】 ① 公共職業安定所において、事業所別被保険者台帳を誤送付する事案があった。当該台帳には従業員の氏名、生年月日、性別、雇用保険被保険者番号等の個人情報(134人分)が記載されていた。</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	<p>【平成29年度】 ① 公共職業安定所においては、全職員に対し、誤送付防止と基本動作・確認作業の更なる徹底について注意喚起を行い、台帳をプリント出力した後に、1枚ずつ事業所名を確認することを徹底する等の指示を行った。 ・労働局においては、管下の所長に対し、本事案を含む個人情報漏えい事案の説明と注意喚起を行った。また、担当課長会議において漏えい発生によるリスクの大きさを認識させ、個人情報漏洩防止に対する意識啓発と再発防止の徹底を指示した。</p>	
<p>⑩死者の個人番号</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>具体的な保管方法</p>	<p>死者の特定個人情報は、「生存する個人の特定個人情報と分けて管理していないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人情報ファイルと同様の管理を行う。</p>	
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	他機関との情報連携や、定期的に生存確認を行う必要がないため、常に最新の情報である必要はないが、古い情報はいつの時点の情報かを管理した上で保管しており、業務上において最新の情報が必要となった場合に限り、地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を入手し、更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めていない] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	○援護システム上の特定個人情報データを削除できるのは厚生労働省のみであり、各都道府県においてデータを削除する事は不可能な仕組みとなっている。データの消去方法は、保存期間満了時期において定期的に該当消去データを抽出して削除するプログラム処理により行うが、平成28年1月以降に取得する特定個人情報について、該当情報の保存期限満了後に特別給付金等の支給事務に影響がないかを紙媒体とともに判断した上で消去する。 ○援護システムへの入力内容の確認のために使用する特定個人情報ファイル(PDFファイル)は、一定期間の経過後に自動的に削除する設定とする。
その他の措置の内容	サーバを廃却する時は、専門の廃棄業者に依頼し、データの消去証明書を求めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
厚生労働省保有個人情報等管理規程等に基づき、援護・業務課長の管理のもと、個人情報保護や情報セキュリティ対策について点検を行い、必要に応じて運用等の改善を図ることとしている。	
個人情報等が漏洩した場合の対策として、厚生労働省セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。 ①情報システムセキュリティ管理者及び情報システムセキュリティ責任者にて事案を確認(担当や外部からの連絡等) ②課室情報セキュリティ責任者に連絡・報告、応急処置等の指示 ③運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業指示 ④厚生労働省情報化担当参事官室へ連絡 ⑤必要に応じ、影響がある各都道府県へ連絡・対応指示 ⑥障害事故等の報告書の作成 ⑦事務の遂行等や国民に重大な影響がある場合には政務三役、事務四役に報告 ⑧即時対応、復旧対応等を行う	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>令和2年3月末まで個人番号を利用していたが、令和2年4月以降は個人番号を利用していない。令和2年4月以降、個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。</p> <p>【厚生労働省】 ・援護システム運用管理規程等に規定されている事項について自己点検項目のチェックリストを作成し、定期的(年1回)に当該チェックリストを用いて援護システム利用職員による自己点検を行い、その点検結果について確認する。</p> <p>【都道府県】 ・厚生労働省から送付された自己点検項目のチェックリストを用いて定期的(年1回)に自己点検を行い、その結果を厚生労働省に報告する。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【厚生労働省】 ・特定個人情報の管理状況を定期的(月1回)に確認する。 ・事務監査実施時に、援護システムの管理状況等確認を行い、問題点を把握し改善に努める。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>令和2年3月まで 【厚生労働省】 ・制度開始後の業務取扱いに係る通知の一環として特定個人情報取扱いの留意点について通知すること等により、特定個人情報の適正な取扱いに係る番号制度上の保護措置について、制度施行準備段階から、職員に対して周知・教育を実施する。これまで全対象者が受講しており、未受講者は生じていないものの、仮に未受講者が生じた場合は、後日個別に対応することとしている。 ・定期的に開催される各都道府県援護事務担当者を対象とした施行事務研修会等を通じて啓発に努めるとともに、援護システムの利用等に問題点が発見された場合は、各都道府県に対し速やかに注意喚起を行う。 ・援護システム運用管理規程等に規定されている事項について自己点検項目のチェックリストを作成し、定期的(年1回)に当該チェックリストを用いて援護システム利用職員による自己点検を行い、その点検結果について確認する。</p> <p>【都道府県】 ・厚生労働省から送付された自己点検項目のチェックリストを用いて定期的(年1回)に自己点検を行い、その結果を厚生労働省に報告する。</p> <p>令和2年4月以降 個人番号のデータをファイル形式でバックアップして援護システムサーバ上に保管しており、援護システムからは閲覧できない状態にしている。厚生労働省の援護システム管理担当者及び委託先の双方において、定例会等を通じて取扱いの確認・徹底を図る。</p>
3. その他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	○厚生労働省 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 Tel: 03-5253-1111(内線7129、7128) (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html)
②請求方法	○厚生労働省 指定様式(下記URLを参照)による書面の提出等により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo06/index.html)
特記事項	厚生労働省ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 ○ 厚生労働省 (手数料額、納付方法: 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第18条に基づく。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	弔慰金等データファイル
公表場所	電子政府の総合窓口(e-Gov)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚生労働省 社会・援護局援護・業務課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線3445)
②対応方法	・受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年9月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	e-Govパブリックコメントのホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の意見募集広告を掲載した。意見は所定の意見提出様式により、インターネット上の意見募集フォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	令和2年7月31日から令和2年8月29日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	LGWANを使用することについて(通信の暗号化など)
⑤評価書への反映	反映なし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	令和2年9月14日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月6日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	援護・業務課長 七條 浩二	援護・業務課長	事後	
令和1年6月6日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	平成23年度から平成27年度上半期について記載	平成28年度から平成30年度末までに修正	事後	
令和1年6月6日	II 4 委託事項1 ⑥	平成24～27年度契約	平成28～31年度契約	事後	
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	厚生労働大臣及び47都道府県知事	厚生労働大臣	事後	
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	—	令和2年4月以降からの個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	I 5 個人番号の利用	—	法令上の根拠について条項のずれを解消	事後	
	I 8 他の評価実施機関	47都道府県知事	(削除)	事後	
	I (別添1)事務の内容	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	II 2 基本情報 ②	100万人以上1,000万人未満	10万人以上1,000万人未満	事後	
	II 2 基本情報 ⑥	厚生労働省社会・援護局援護・業務課及び47都道府県の援護主管課	厚生労働省社会・援護局援護・業務課	事後	
	II 3 特定個人情報の入手・使用 ③	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	II 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤	—	令和2年4月以降は個人番号を入手していない旨追記	事後	
	II 3 特定個人情報の入手・使用 ⑥	—	令和2年4月以降は個人番号を入手していない旨追記	事後	
	II 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦	—	使用部署から「47都道府県の援護主管課」を削除し、使用者数を10人未満と変更	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1①	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1②	100万人以上1,000万人未満	10万人以上1,000万人未満	事後	
	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑥	三菱電機株式会社(平成28～31年度契約)	株式会社ヒロケイ(令和2～5年度契約)	事後	
	Ⅱ 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑦	再委託する	再委託しない	事後	
	Ⅱ 6 特定個人情報の保管、消去①	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅱ 6 特定個人情報の保管、消去③	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	(別添2)	497:個人番号	497:個人番号,498:メモ,499:補正,500:QA	事後	
	Ⅲ 2 特定個人情報への入手リスク1	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 2 特定個人情報への入手リスク2	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 2 特定個人情報への入手リスク3	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 2 特定個人情報への入手リスク4	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 3 特定個人情報の使用方法リスク2 具体的な管理方法	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 3 特定個人情報の使用方法リスク2 具体的な管理方法	援護・業務課審査室	援護・業務課	事後	
	Ⅲ 3 特定個人情報の使用方法リスク2 具体的な管理方法	及び同課審査室職員	職員	事後	
	Ⅲ 3 特定個人情報の使用方法リスク3 従業者が事務外で使用するリスク	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 3 特定個人情報の使用方法リスク4	特定個人情報の閲覧又は入力、特定個人情報ファイルの作成又は出力	特定個人情報の閲覧又は特定個人情報ファイルの出力	事後	
	Ⅲ 4 情報保護管理体制の確認	日本工業標準規格	日本産業標準規格	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	十分に行っている	再委託していない	事後	
	Ⅲ 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅲ 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨	—	過去3年以内の個人情報に関する重大事故について更新	事後	
	Ⅲ 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	事務運営に当たったての管理者の関与の仕組みを追記し、組織名称を更新。47都道府県に係る記載を削除	事後	
	Ⅳ 1 監査 ①	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	Ⅳ 2 従業者に対する教育・啓発	—	令和2年3月末までと、令和2年4月以降との個人番号の取扱いの変更点について追記	事後	
	V 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①	—	請求先窓口(大臣官房総務課公文書監理・情報公開室)を変更、47都道府県の連絡先を削除	事後	
	V 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②	—	47都道府県に係る記載を削除	事後	
	V 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求③	—	47都道府県に係る記載を削除	事後	
	V 2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①	援護・業務課審査室	援護・業務課	事後	
	Ⅵ 2 国民・住民等からの意見の聴取	—	令和2年7月31日から令和2年8月29日まで実施した内容を記載	事後	